

おおい町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

〔平成20年9月10日〕
告示第 62 号

改正 平成24年5月11日告示第85号

平成25年9月2日告示第157号

令和6年9月13日告示第215号

(趣旨)

第1条 コミュニティ組織の健全な発展を図るため、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施される事業について、おおい町コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、コミュニティ組織とは、町内の集落又は区等の地域的な共同活動を行っている団体をいう。

(事業実施希望書)

第3条 実施要綱に基づく事業の実施を希望するコミュニティ組織は、別表第2に定める申請希望書に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助対象及び補助金の額)

第4条 補助金交付の対象者、補助対象事業及び補助金の額は、別表第1のとおりとし、その詳細は実施要綱によるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするコミュニティ組織（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定により別表第2に定める補助金交付申請書に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、別表第2に定める補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の変更、中止又は廃止をする場合においては、規則第7条の規定により別表第2に定める変更承認申請書を町長に提出するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第8条の規定により別表第2に定める実績報告書に収支決算書その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは補助金の額を確定し、別表第2に定める補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、前条の通知書を受けたときは、別表第2に定める補助金交付請求書により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは第6条の規定に基づく交付決定額の10分の8以内の額を概算払いすることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月10日から施行する。

附 則（平成24年5月11日告示第85号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年9月2日告示第157号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 1 3 日告示第 2 1 5 号）
この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1

事業の名称	補助対象事業	補助対象者	補助金の額
一般コミュニティ 助成事業	コミュニティ活動の促進及び地域の連帯感の向上を図るもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関するもの	センターが助成を決定したコミュニティ組織	1,000,000 円以上 2,500,000 円以内の範囲内で、センターが決定した額
自主防災組織育成 助成事業	地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の自主防災活動に必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関するもの	同上	300,000 円以上 2,000,000 円以内の範囲内で、センターが決定した額
コミュニティセンター 助成事業	コミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るもので、地域住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関するもの	別に定める	別に定める
青少年健全育成 助成事業	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティのイベントに関する事業等、主として親子が参加するソフト事業	センターが助成を決定したコミュニティ組織	300,000 円以上 1,000,000 円以内の範囲内で、センターが決定した額

別表第 2

事業の名称	申請希望書	事業計画 協議書	補助金交付 申請書	補助金交付 決定通知書	変更承認 申請書	実績報告書	補助金確定 通知書	補助金交付 請求書
一般コミュニティ 助成事業	様式第 1 号	—	様式第 2 号	様式第 3 号	様式第 4 号	様式第 5 号	様式第 6 号	様式第 7 号
自主防災組織育成 助成事業	同上	—	同上	同上	同上	同上	同上	同上
コミュニティセンター 助成事業	同上	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	—	別に定める
青少年健全育成 助成事業	同上	—	様式第 2 号	様式第 3 号	様式第 4 号	様式第 5 号	様式第 6 号	様式第 7 号

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

おい町長 様

所在地
組織名
代表者 印

年度コミュニティ助成事業申請希望書
(助成事業)

下記のとおりコミュニティ助成事業を実施したいので、一般財団法人自治総合センターへ助成を申請していただきますよう希望します。

記

1. 事業実施団体

1. 組織の名称	
2. 事務所所在地 (電話番号)	〒
3. 代表者氏名	
4. 結成年月日	年 月 日
5. 組織の構成員数	人

2. 事業実施主体の説明

3. 助成申請額

事業費総額 (A)	一般財源等充当額 (B)	助成申請額 (A－B)
円	円	円

4. 助成申請事業の計画

(1) 助成申請事業の趣旨・目的

(2) 助成申請事業の対象者

(3) 助成申請事業の内容

①実施期間： 年 月 日開始～ 年 月 日完了

②実施場所：

③実施内容

④収支内訳：

(4) 助成申請事業の期待できる効果

(5) 助成申請事業のスケジュール

①事業を実施（開始）するまでのスケジュール

②実績報告書提出予定： 年 月 日

(6) 助成申請事業の過去の活動実績

--

5. 宝くじ社会貢献広報の方法（表示に関するデザインマニュアルの表示方法を具体的に）

--

6. 添付書類

- (1) コミュニティ組織の会則又は規約等
- (2) コミュニティ組織の最新の事業計画及び収支予算書
- (3) 金額積算根拠（見積書等）
- (4) 事業内容に関する資料（カタログや事業内容説明資料）
- (5) その他町長が必要と認めるもの

※コミュニティセンター助成事業を希望する場合は、次に掲げる書類を併せて添付すること

- (6) 土地登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (7) 公図
- (8) 建物工事に関する図面（平面図・立面図）
- (9) 財源に関する資料（資金積立計画等）
- (10) 議事録（総会資料等）

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

おい町長 様

申請者 所在地
組織名
代表者 印

年度コミュニティ助成事業補助金交付申請書
(助成事業)

年度において、コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、おい町補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象者（事業実施団体）

1. 組織の名称			
2. 事務所所在地 (電話番号)	〒		
3. 代表者氏名			
4. 結成年月日	年	月	日
5. 本件該当地域の人口	人 (年 月現在)		

2. 交付申請額

事業費総額 (A)	一般財源等充当額 (B)	交付申請額 (A－B)
円	円	円

3. 補助を必要とする理由

4. 補助事業の実施計画

(1) 事業計画の内容

(2) 宝くじの普及広報事業の「表示に関する基本デザイン」の表示方法（場所・大きさ・材質等具体的に）

(3) 事業の実施予定及び完了予定

実施予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

5. 添付書類

- (1) コミュニティ組織の会則又は規約等
- (2) コミュニティ組織の最新の事業計画書及び収支予算書
- (3) 申請事業概要書
- (4) その他町長が必要と認めるもの

様式第3号（第6条関係）

おい町指令 第 号

所在地

組織名

代表者

年 月 日付けで申請のあった 年度コミュニティ助成事業補助金については、次の条件を付して金 円を交付することに決定したので、おい町補助金等交付規則第5条の規定により通知する。

年 月 日

おい町長

- 1 この補助金は、宝くじの普及広報のため交付されるものであることに鑑み、補助の対象となった施設又は設備・備品の1つ1つに「宝くじの普及広報事業（表示に関する基本デザインマニュアル）により定めるイメージキャラクターを用いた「宝くじ普及広報デザイン」を明確に表示すること。
- 2 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、当該補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 実施時期は、この交付決定があった日から速やかに行うこと。
- 5 事業完了後は、速やかに実績報告書を提出すること。
- 6 補助事業の変更等は、一般財団法人自治総合センターの承認が必要となるため、変更等をする場合は「変更の理由書」を付して変更承認申請を行うこと。
- 7 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類とともに5年間保存すること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

おおい町長 様

申請者 所在地
組織名
代表者 ⑩

年度コミュニティ助成事業変更・（中止・廃止）承認申請書
（ _____ 助成事業）

年 月 日付けおおい指令第 号により補助金の交付決定のあつたコミュニティ助成事業について、下記のとおり変更・（中止・廃止）したいので、おおい町補助金等交付規則第 7 条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 当初決定内容

補助金交付決定額（円）	事業内容

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後

3 変更等の理由

4 その他（添付書類等）

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

おおい町長 様

補助事業者 所在地

組織名

代表者

㊞

年度コミュニティ助成事業実績報告書

年 月 日付けおおい町指令 第 号で補助金等の交付決定を受けたコミュニティ助成事業を完了したので、おおい町補助金等交付規則第 8 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況（事業規模、構造、数量等）
- 4 事業費の支出状況（事業費内訳、財源内訳等）
- 5 補助事業の成果
- 6 添付書類

様式第 6 号(第 9 条関係)

おい町指令 第 号

所在地

組織名

代表者

年度コミュニティ助成事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあったコミュニティ助成事業補助金については、おい町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり交付額を確定したので通知する。

年 月 日

おい町長

交付確定額 金 円

様式第 7 号(第 1 0 条関係)

年 月 日

おい町長 様

所在地

組織名

代表者 印

年度コミュニティ助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定の通知がありましたコミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

金融機関名

支店名

預金種目 普通・当座

口座番号

フリガナ

口座名義人